平成２４年（フ）第２３６５号
横浜市港南区芹が谷１丁目19番24号　第２フローラル102号室
債務者　久能木優子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８２号
横浜市旭区東希望が丘229番地　東希望が丘ハイツ１―509号
債務者　高橋　惣作
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８３号
横浜市西区平沼２丁目15番12号　朝妻荘203号
債務者　大垣さち子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第８６号
名古屋市守山区鳥神町229番地
破産者　株式会社テクノ二十一
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１８号
三重県伊賀市上野西日南町1733番地
破産者　株式会社宣旺社
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４８０号
滋賀県野洲市小篠原405番地
破産者　有限会社三栄システック
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７３７号
広島市西区庚午南１丁目３番８号
破産者　株式会社オカケン
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０号
青森市富田１丁目17番７号
破産者　佐藤設備工業株式会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2304番地
破産者　有限会社麻生精機製作所
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５９８号
横浜市旭区南本宿町171番地17
破産者　有限会社大和商事
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４号
岡山市中区藤崎66番地
破産者　入谷　久之
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８６号
愛媛県東温市北方3114番地　メゾンプリムラ303号
破産者　ニュータナベ株式会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７８号
山口市陶2551番地２
破産者　株式会社内山装飾
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７８０２号
大阪市平野区瓜破東１丁目１―２　シャルマンコーポ南平野706号、開始決定時の住所大阪市東住吉区湯里４丁目11番３号　クレアメゾン303号
破産者　川原　徳明
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５１号
札幌市中央区宮の森３条９丁目１番30―605号
破産者　海老田剛郎
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５０８号
札幌市西区発寒11条２丁目７番18号　メゾンドリプレスファーストステージ102号
破産者　金澤　悦朗
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１号
茨城県かすみがうら市柏崎566番地
破産者　檜山　誠一
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２４５号
愛知県東海市荒尾町恵毛14番地の２　ライオンズガーデン荒尾町801号
破産者　須藤　達志
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部